

## 社会福祉法人福島県社会福祉協議会広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）の広報物等への広告掲載に関する取扱いについて必要な事項を定める。

### (広告掲載基準)

第2条 県社協は、次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 福祉の向上を妨げるおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人の宣伝（名刺広告等）に関するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化などに関する法律第2条に掲げる営業に該当するもの
- (6) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (7) 内容が不明確、あるいは信憑性を欠いているもの
- (8) 著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (9) その他、広告として適当でないと県社協が認めるもの

### (広告の規格等)

第3条 広告の規格、発行枚数、掲載する位置及び枠数は、県社協会長が別に定める。

### (広告掲載の募集)

第4条 広告の募集は、県社協が発行する情報誌及びホームページのほか、各種機会を通して広告掲載への募集を行うものとする。

### (広告掲載の申込)

第5条 広告の申込については、県社協会長が定める募集期間内に広告掲載申込書（様式1号）に掲載する広告案を添えて県社協会長宛に申込みものとする。

2 申込み期間内に、募集した数を超える申込みがあった場合は、次の各号に掲げる順位に従って決定する。

- (1) 県社協の一般会員、又は特別賛助会員
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人、公社、公益法人及びこれに類するもの
- (3) 県内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業及び事業者で、公益的性格を有するもの
- (4) 第3号に掲げる以外の県内の企業及び事業者
- (5) その他会長が適当と認めるもの

3 前項の規定によっても申込者が多数の場合は、抽選により決定する。

(広告掲載の決定)

第6条 県社協会長は、第5条による申込があったときは、掲載の可否を決定し、広告掲載可否決定書(様式3号)により申込者に通知するものとする。

2 広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、県社協会長が定める期間内に広告の原稿を県社協に提出するものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、県社協会長が別に定める。

2 広告料は、県社協会長が指定する期日までに一括納入するものとする。

(広告主の責任)

第8条 広告主は、掲載する広告及び広告内容に関する一切の責任を負うものとし、広告掲載の結果、県社協又は第三者の権利侵害、その他不利益や損害を受けた場合は、法的、倫理的責任等、一切の責任を広告主が負うものとする。

2 広告の原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消)

第9条 県社協は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載の決定及び掲載を取り消すことができる。

- (1) 第2条の規定に反すると認めるとき
- (2) 広告主が県社協に広告原稿を提出しなかったとき
- (3) 広告主が期日までに広告料を納入しなかったとき
- (4) その他、県社協会長が必要と認めたとき

(広告掲載の取下げ)

第10条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により、県社協に申し出なければならない。

(広告掲載料の還付)

第11条 県社協は、第9条により広告の掲載を取り消したときは広告掲載料を還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではない。

2 県社協が広告作成発注後、広告主が第10条により掲載を取り下げるときは、広告主は広告掲載料を県社協に納入しなくてはならない。

(その他)

第12条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和7年3月1日から施行する。

(別表)

広告掲載の対象	1 枠の規格	掲載方法等	広告掲載料	備 考
県社協使用 角 2 号封筒	色：2 色刷り サイズ：縦12cm×横18cm 配置：縦置き2段、封筒裏面 1/2スペース（広告間 0.5cm）	1 枠・1 回  1 回作成量： 30,000枚	100,000円 (消費税別)	2 枠 (全面) 使用も可。
県社協ホームペ ージバナー広告	色：フルカラー サイズ：縦100ピクセル×横 320ピクセル 画像形式：GIF、JPEG、PNG 容量：150KB以内	1 枠・ 1 ヶ月	10,000円 (消費税別)	
その他（「はあと ふるふくしま」等 上記掲載対象以 外のもの）	広告掲載申込者と協議の上、決定する。			

(様式第 1 号)

年 月 日

## 社会福祉法人福島県社会福祉協議会広報物 広告掲載申込書

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会長 様

所在地 \_\_\_\_\_

貴社名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

担当者名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

社会福祉法人福島県社会福祉協議会広告掲載要綱第 5 条に基づき、下記のとおり申込みます。

記

	申 込 内 容
広告掲載対象物 (対象物を○で囲む)	①角 2 号封筒      ②ホームページバナー ③その他
申込枠数	枠
②バナーの 掲載希望期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (  か月間)
広告内容 (広告の概要を記入し てください。)	

### 【添付書類】

- 広告掲載の原稿
- 暴力団排除に関する誓約書

(様式第2号)

## 暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。  
また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

### 記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

令和 年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(様式第3号)

福社協発第 号  
年 月 日

様

社会福祉法人  
福島県社会福祉協議会長

## 社会福祉法人福島県社会福祉協議会広報物 広告掲載可否決定書

年 月 日付けで申込のあった、社会福祉法人福島県社会福祉協議会の広報物への広告掲載については下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

### 1. 広告掲載の可否

可

否 → ( )

### 2. 広告掲載の内容

有料広告掲載の媒体	①角2号封筒 ②ホームページバナー ③その他
広告掲載の枠数	枠
②バナーの 掲載決定期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( か月間)
広告掲載料	円 (税込)
広告掲載条件	社会福祉法人福島県社会福祉協議会広告掲載要綱を遵守すること。

※広告料については、本会から送付されます請求書が届き次第、お支払い願います。